

鳥取市観光シェアサイクル実証実験業務 仕様書

1. 業務の目的

近年、健康志向や環境意識の高まりを背景に、自然景観を存分に楽しみながら周遊できるサイクルツーリズムの人気の高まっている。鳥取市でも電動自転車を活用した観光を推進するため、アプリを使って無人でいつでも利用、返却できるシェアサイクルの導入を検討している。

シェアサイクルには、鳥取県全体で行っているサイクルツーリズムの推進や、二次交通が脆弱なエリアの観光施設への移動手段として、導入効果を期待している。

今回、砂丘東西エリアと鳥取城跡をはじめとする中心市街地エリアを周遊するためのシェアサイクルを試験的に導入し、サイクルツーリズムの推進を最大限に図りつつ、人的、金銭的成本を抑えた持続可能な運営方法を検討する。

2. 業務期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

実証実験期間は令和7年8月1日（金）から令和7年11月30日（日）までの期間のうち3か月とし、本市との協議のうえ決定すること。

3. 実施場所

本市市域全域

4. サイクルポート候補地・設置場所

（1）業務開始時点でのサイクルポートエリアは次のとおり設置すること。

- ・業務開始時点で、別紙「サイクルポート候補地一覧」に記載の5箇所を必ずサイクルポートとして設置すること。ただし、別紙「サイクルポート候補地一覧」に記載の候補地は、土地所有者、施設管理者、交通管理者（警察）、所管部署などと詳細な協議、調整が必要となる場合があり、今後変更となる場合もある。また、提案者が別紙「サイクルポート候補地一覧」以外に追加で候補地を提案しても構わないが、土地所有者、施設管理者、交通管理者、所管部署等の承諾が得られる見込みがあることを開設の条件とする。

- ・本業務の目的を達成するために適切なサイクルポートの設置に留意すること。

- ・サイクルポートの設置は、本市との協議の上決定し、必要な手続きを行った上で着工すること。

- ・なお、道路占用許可申請や自然公園法工作物の新築許可申請（鳥取砂丘周辺の山陰海岸国立公園エリア内）など、設置時に必要な各申請については、本市で行うので、事業者は申請時に必要な設置物の構造等の情報を市へ提供すること。

（2）業務開始後、本市から新たなサイクルポート候補地を提案した場合は、可能な限り使用すること。その場合、事業者はそれまでの利用状況等を考慮し、候補地周辺の民間施設用地にサイクルポートを新設するなど、効果的な活用方法を検討すること。

（3）実施期間中、事業者は、本市に対し、市有財産または、民間施設用地を使用したサイクルポート追加設置の提案を行うことも可能とする。

- (4) サイクルポート候補地で電気を使用する場合は、施設管理者等の了承のもと使用すること。
- (5) 事業者が本市の市有財産を使用してサイクルポートを設置した場合において、施設利用者に支障が生じたときは、当該市有財産の使用の中止を命ずることがある。
- (6) 実証実験開始後に、違法駐輪、安全性等の理由により、設置したサイクルポートを撤去する必要が生じた場合は、速やかに本市と事業者で協議を行い、対応すること。
- (7) 観光客等の移動の円滑化のため、適切なサイクルポート設置に努めること。

5. 本市と事業者との役割分担

本市と事業者との役割分担は次のとおりとする。

(1) 本市

- ・ 実証実験全体の総括
- ・ サイクルポート設置時の各申請（道路占用許可申請、自然公園法工作物の新築許可申請など）
- ・ 市民等への周知、広報（ホームページ、市報、チラシ、SNS 等）

(2) 事業者

- ・ 業務運営（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、苦情・問い合わせ対応等）
 - ・ 施設（サイクルポート）及び器材（自転車、サイクルラック等）の整備・維持管理及び実証実験終了後の原状回復
 - ・ サイクルポート設置場所の安全対策、美観の維持
 - ・ シェアサイクルに係る違法駐輪対策（利用者への周知、自転車の回収、苦情対応等）
 - ・ 本市が提供するサイクルポート候補地以外でのサイクルポート用地の確保
 - ・ 利用者（市民、観光客など）への周知・広報・利用率向上に向けた取り組み
 - ・ 利用者の満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査の実施
 - ・ 各種データの収集・整理・分析と本市への定期的なデータ提供
 - ・ 業務の本格導入に向けた改善提案
 - ・ 業務報告
- ### (3) その他
- ・ 自転車のメンテナンスや回収・再配置等の業務については、可能な限り市内事業者との連携を図ること。

上記以外の業務を行う場合は、協議により決定する。

6. 実証実験に係る費用負担

- (1) 本業務の運営に要する費用については、実施要領で示した委託上限額3,190,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を本市が負担するものとし、その他一切の費用は負担しない。
- (2) サイクルポートの開設に伴う付帯設備（電源や水道等）の使用または占用に係る費用については、事業者の負担とする。
- (3) 本業務に使用する自転車が放置されたことにより発生した「鳥取市自転車の放置の防止に関する条例」の規定に基づく費用は、事業者の負担とする。なお、当該負担を利用者に請求する場合に生

じる紛争については、事業者が責任を持って対応処理すること。

- (4) 違法駐輪、安全性等の理由により、設置したサイクルポートを撤去または移転する必要がある場合は、事業者の負担により対応すること。

7. 料金、付帯業務、収支

- (1) 多くの人に利用してもらえるよう適切な料金設定を行うこと。
- (2) デポジット料金を徴収する場合、業務期間の終了などを理由として、利用者が解約を希望するときは、利用者の求めに応じ、確実に料金を返金すること。
- (3) 本業務に付帯または本業務から派生する業務を実施する場合は、事前に本市と協議の上、承認を得ること。
- (4) 本業務における利用料金及び広告料などその他の収入は、全て事業者に帰属する。

8. 利用方法等

- (1) I o Tを活用し、利用者がどのサイクルポートでも自転車を借りることができ、また、借りたサイクルポートと別のサイクルポートに返却可能なシステムとすること。
- (2) 観光客や市民など、多くの利用者がスマートフォンやインターネットから簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。
- (3) 料金收受方法は、盗難や不正利用の防止、確実な決済を担保する観点を考慮し、クレジットカードや電子マネー（交通IC カード含む）、キャリア決済のうち1つ以上利用できるようにすること。
- (4) 利用方法等は、利用者にとってわかりやすいよう工夫を行うこと。
- (5) ヘルメットの着用努力義務に関して、利用者に周知し、着用が進むよう取り組むこと。

9. 自転車の仕様

- (1) 自転車は、地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。
- (2) 自転車の車種は、電動アシスト自転車とすること。
- (3) 自転車の台数は、15台程度とすること。
- (4) 自転車の位置情報が把握できるような機能を搭載すること。
- (5) 制御装置（ブレーキ）や警音器を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した自転車を使用すること。また、安全性、操作性、耐久性の高いものとすること。
- (6) 自転車には防犯登録を行うなど盗難対策を行うこと。
- (7) 利用者のケガや損害賠償事故（対人・対物）に対応する保険に加入すること。また、管理上の事故または、業務遂行上の事故に対応する保険に加入すること。
- (8) 自転車は、安全に運用するため、定期的にメンテナンスを行うこと。
- (9) 自転車には、事業者の連絡先等を表示し、利用者が設置場所の施設管理者等に問い合わせることがないように工夫すること。

10. サイクルポートの仕様

- (1) サイクルポートは、地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。
- (2) サイクルポートには、強風等による危険防止として、原則として自転車ラックを設置すること。
(自転車1台につき1基のラックとすること) また、サイクルポートに区画線を引く必要がある場合などは、他の区画と明確に区分すること。
- (3) サイクルポート以外の場所及びサイクルポートのラック数以上に自転車が返却出来ないシステムとし、違法駐輪が起らないような工夫をあらかじめ行うこと。
- (4) サイクルポートの設置に係る手法・手続き等については、各施設管理者や関係部署などと個々に協議し進めること。
ただし、設置場所の管理者との協議において設置が認められない場合は本市と協議すること。
- (5) サイクルポートの設置にあたっては、歩行者動線等に配慮し、必要な安全対策を講じること。
- (6) サイクルポートは、原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- (7) サイクルポートは、設置及び撤去が容易なものとすること。
- (8) サイクルポートに電源が必要な場合は、事業者が電源を確保すること。
- (9) サイクルポートは、安全に運用するため、定期的にメンテナンスを行うこと。
- (10) サイクルポート設置場所及びその周辺は常に清潔に保ち、定期的に清掃を行うこと。
- (11) サイクルポートには、利用方法、事業者の連絡先等を表示し、利用者が設置場所の施設管理者等に問い合わせることがないよう工夫すること。
- (12) 実証実験終了後は、業務運営のために設置したサイクルポート、その他の設備を撤去し、原状回復を原則とすること。

11. 運営方法

- (1) シェアサイクル利用促進に対する考え方および手法を明確にすること。
- (2) トラブル防止や緊急時等の対応を速やかに行うため、管理責任者及び現場運営責任者を明らかにすること。
- (3) 全てのサイクルポートについて、事故・トラブルや第三者から苦情等が発生した場合は、責任を持って対応するとともに、市観光・ジオパーク推進課に対応状況を随時共有すること。
- (4) 事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。また、利用者からの問い合わせに対応できるよう、シェアサイクル専用窓口を開設すること。
- (5) 各サイクルポートに配置している自転車に偏りが生じた場合は、利用者に支障をきたさないよう、台数を平準化するなど、サイクルポート間で自転車の再配置を行うこと。
- (6) サイクルポートに本業務と関係のない自転車が止められないよう配慮するとともに、止められていた場合は早期に適切な対応を行うこと。
- (7) 利用者に対して自転車を放置させないよう周知徹底するとともに自転車がサイクルポート以外の場所に放置された場合は、速やかに回収すること。
- (8) 利用者に対して交通ルールやマナー等の啓発を行うこと。
- (9) 利用者の個人情報及び情報資産は、鳥取市個人情報の保護に関する法律施行条例等関係法令に基づき適正に管理すること。

- (10) 資金調達、物価、金利の変動、需要の変動等の業務実施に伴うリスクについては、事業者の負担とすること。
- (11) 利用者に対し、次の内容のアンケート調査を実施し、取得したデータを集計すること。
本業務の満足した点および改善点、サイクルポート追加設置希望場所、料金設定に対する満足度、本業務認知方法、その他本市が指示する事項。

12. 業務報告

- (1) 令和7年9月30日（火）時点の利用者の属性、利用状況、収支、その他利用者の移動記録等が分かる各種データ、本市でのシェアサイクル実証実験業務の課題等、利用者の満足度等に関するアンケート調査の実施結果、その他本市が指示する事項を中間報告書として、令和7年10月31日（金）までに本市に提出すること。
- (2) 最終報告書に中間報告と同様の事項を記載し、業務期間中に本市に提出すること。
- (3) 本事業の稼働状況は本市と密に共有し、本市が提出を指示する各種データは、可能な限り速やかに提出すること。